枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び枚方市特定教育・保育 施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 枚方市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年枚方市条例第 34号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第6項第1号」を加え、同条第5項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者で あって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第7条第3項第1号中「当該」、「第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育 事業B型又は事業所内保育事業を行う者(同号において「」及び「」という。)」を削り、同項 を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項 第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のイ及び口に掲げる要件を満たすと市長が認めること。
 - イ 地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在 が明確化されていること。
 - ロ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- (2) 市長が地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。
- 第7条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。
- 2 市長は、地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1 号の規定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
 - (2) 次のイ及び口に掲げる要件を満たすこと。
 - イ 地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の 所在が明確化されていること。
 - ロ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が 講じられていること。
- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小 規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業

者等」という。) であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。 附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

(枚方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 枚方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年枚方市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第36条第1項中「第41条第3項第1号」を「第41条第3項」に、「同号」を「同項」に改める。

第41条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者で あって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第41条第3項第1号中「当該」、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「」及び「」という。)」を削り、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のイ及び口に 掲げる要件を満たすと市長が認めること。
 - イ 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の 所在が明確化されていること。
 - ロ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- (2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第41条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
 - (2) 次のイ及び口に掲げる要件を満たすこと。
 - イ 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - ロ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が 講じられていること。
- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型

又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。 附則第4条中「10年」を「15年」に改める。

附 則 [令和7年9月10日公布] この条例は、公布の日から施行する。